

新市建設計画

平成 17 年 1 月
園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会

平成 27 年 3 月変更
平成 30 年 12 月変更
南丹市

目 次

■第1章 序 論	1
第1節 計画策定にあたって	1
第2節 自治体を取りまく環境と合併の必要性	2
第3節 計画策定の方針	4
■第2章 新市の概況	6
第1節 位置・地勢・交通	6
第2節 地域資源	8
第3節 沿 革	9
第4節 人口・世帯数の動向	11
第5節 土地利用の状況	13
第6節 産業構造	14
■第3章 主要指標の見通し	15
第1節 総人口の見通し	15
第2節 世帯数の見通し	16
第3節 年齢別人口の見通し	17
第4節 就業人口の見通し	18
■第4章 新市まちづくりの基本方針	19
第1節 新市まちづくりの基本理念と将来像	19
第2節 新市まちづくりの基本目標	21
第3節 新市の土地利用構想	23
第4節 主要プロジェクト	28
■第5章 新市の施策	29
第1節 高品質な産業により躍動するまち	30
第2節 健康で生き生きと暮らせるまち	32
第3節 交流と連携により快適な暮らしができるまち	34
第4節 自然に育まれるまち	36
第5節 市民が文化を創造するまち	38
第6節 みんなが主体となるまち	40
■第6章 府事業の推進	42
第1節 基本方針	42
第2節 新市建設のための京都府の支援事業	42
■第7章 公共施設の統合整備	44
■第8章 財政計画	45
第1節 歳 入	45
第2節 歳 出	47

第1章 序 論

■第1節 計画策定にあたって

地方分権の進展や日常生活圏の拡大の一方で、少子高齢化の進行や地域経済の低迷、財政状況の悪化など、市町村をとりまく環境は厳しさを増しています。こうした環境変化は、全国的な動向であり、社会全体が大きな転換期を迎えているといえます。

このような厳しい環境のなかで、行政の効率化や財政基盤の強化を図るとともに、行政サービスの維持・向上や広域的な行政ニーズへの対応、住民主体による自立したまちづくり、地域独自の魅力的なまちづくりが求められています。そして、市町村合併は、そのような新しいまちづくりを行ううえで、有効な手段として期待されています。

市町村合併の促進にあたっては、国は、平成16年度内を期限とする合併特例法に基づいて、さまざまな支援施策を展開しており、京都府においても、平成13年3月にとりまとめた「これからの市町村のあり方について」をふまえ、各種の合併支援策が実施されています。

こうした流れの中で、園部町、八木町、日吉町、美山町は、北桑田・船井地域任意合併協議会を経て、平成16年4月1日に、園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会を設置し、合併推進に向けた協議を重ねてきました。なお、園部町、八木町、日吉町、美山町は、平成16年7月12日に京都府の合併重点支援地域に指定されました。

合併推進に向けては、4町においてこれまでに培ってきたそれぞれの個性を生かしたゆるやかな合併により総合力を発揮することで、地域独自の魅力的なまちづくりを展開していくことが当地域の発展に不可欠と考えています。

この新市建設計画は、4町がもつ自然や歴史、文化、まちづくりなどの地域特性を生かしながら、合併後の新市による一体的な運営により、効果的かつ効率的なまちづくりを展開していくため、新市のまちづくりの基本方針を定めるものです。

■第2節 自治体を取りまく環境と合併の必要性

1. 住民の日常生活圏に対応した一体的なまちづくり

道路や鉄道などの交通基盤や、情報通信基盤の整備を背景として、住民の活動範囲は、既存の行政区域を大きく超えて拡大しています。

当地域では、京都府中部地域の拠点として、JR山陰本線や京都縦貫自動車道、国道や府道・町道をはじめとして交通基盤の整備が進められてきましたが、すべての住民の自由な活動を支える交通基盤としては、まだ不十分といえます。

今後、当地域の住民の生活圏に対応したまちづくりを進めるためには、広域的な交通体系の整備やバランスのとれた土地利用、また、各町の公共施設の連携や一体的整備などが必要です。

京都の中部地域として、住民の自由な活動のための環境づくりに向けて、一体的なまちづくりへの必要性が高まっています。

2. 高度な行政課題、広域的な行政課題に対応したまちづくり

少子高齢化の進行により、医療・保健・福祉ニーズが増大しています。平成12年の国勢調査報告によれば、当地域の高齢化率は、園部町19.9%、八木町25.8%、日吉町28.3%、美山町33.0%、計24.6%と非常に高いため、これらサービスのニーズへの対応は重要な課題となっています。

このようなニーズに対しては、現状の市町村が単独で対応していくことは難しく、広域的な観点から専門的な人材やマンパワーを確保することに加えて、市制施行によって設置する福祉事務所を中心に、総合的な福祉行政の展開が求められています。

また、当地域は、豊かな自然環境に育まれることにより、そこに住む人々に潤いを与えてきたという特徴がありますが、環境問題などの広域にわたる行政課題に対しては、地域の連携により一体的な政策を実施することで解決を図っていくことが必要です。

3. 地方分権の推進と主体的なまちづくり

平成12年に地方分権一括法が施行され、国の関与が縮減されたところではありますが、この背景には、住民に最も近い行政である市町村が主体的にまちづくりを行うべきであるという考えがあります。また、財政面についても国において、補助金の削減、税源の移譲、地方交付税の見直しをあわせて行う三位一体の改革の検討が行われています。

このような地方分権が今後進められることにより、当地域は、自己責任と自己決定に基づいて、これまで以上に主体的にまちづくりを展開することが求められます。

合併により、広域的な行政課題への対応、財政基盤の強化を図るとともに、若者の他地域への流出を防ぎ、多くの人々が生活しやすい地域をめざして、他地域にはない独自のまちづくりを行うことが必要です。

4. 健全な行財政運営によるまちづくり

国の財政の悪化は深刻な状況にあり、地方交付税の見直しとともに、今後は自治体が自立的に行財政運営を行う必要性が高まっています。

当地域の地方財政は、地域経済の悪化や人口の伸び悩みによる税収の低迷、少子高齢化による行政ニーズの増大により、今後とも厳しい状況が予想されます。

こうしたなかでは、十分に住民ニーズを把握して、解決が必要な課題を見極めたうえで効果的に行政サービスを行っていくことが必要です。

合併による財政規模の拡大は、スケールメリットを生かした施策展開を可能にするものであり、今後とも、住民ニーズをふまえて必要な施策や事業を見極め、効果的かつ効率的な行政サービスを実施していく必要があります。

■第3節 計画策定の方針

1. 計画の趣旨

新市建設計画は、園部町、八木町、日吉町、美山町の個性を尊重した合併によって生まれる新市において、めざすべき新しいまちづくりの基本方針を設定し、これに基づき施策や事業の内容を明確にすることを目的に策定するものです。

新市は、この計画に基づいて合併4町の速やかな一体化を促進し、地域のバランスのとれた発展と住民福祉の向上をめざすものとします。

2. 計画の位置づけ

この計画では、新市の概況や主要指標の見通し、新市建設の基本方針とその具体的な内容となる主要施策や事業、さらに公共施設の統合整備の考え方を示します。そして、これらの施策・事業をふまえ、新市運営の手段となる財政の将来見通しとして、財政計画を策定します。

なお、新市が取り組むべき施策・事業の詳細については、新市においてこの計画に基づいて作成される総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）に委ねるものとします。

3. 計画の構成

この計画は、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の第5条1項で掲げられた事項をふまえ、以下の項目により構成されます。

図表 1－1 計画の構成

項 目	概 要
第1章 序 論	4町をとりまく環境と合併の必要性、計画策定方針
第2章 新市の概略	位置・地勢・交通、沿革、地域資源、人口・世帯の動向、土地利用の状況、産業構造
第3章 主要指標の見通し	新市の人口、世帯数、就業人口の見通し
第4章 新市建設の基本方針	新市の将来像、基本理念、基本目標、土地利用方針、主要プロジェクト
第5章 新市の施策	新市における施策の体系、主要施策・事業の内容
第6章 新市における府事業の推進	新市のまちづくりにおいて推進すべき府事業
第7章 公共施設の統廃合	新市のまちづくりにおける公共施設の配置と整備の方針
第8章 財政計画	新市のまちづくりに必要な投資的事業をふまえた将来の財政の見通し

4. 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度から平成37（2025）年度までの21か年度とします。

また、本計画の各施策に基づく主な事業やその手段となる財政計画、また、公共施設の統合整備の期間は、平成17年度から平成37（2025）年度までの21か年度として、新しいまちづくりを計画的に推進します

第2章 都市の概況

■第1節 位置・地勢・交通

新市は、京都府のほぼ中央部に位置し、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市、和知町、丹波町、東は京都市、京北町（平成17年4月に京都市と合併の予定）、亀岡市に隣接する面積616.31km²（京都府の13.4%）のまちです。

地勢については、緑豊かな自然に恵まれた地域で、大半を丹波山地が占め、北部を由良川が、中・南部を桂川水系の大堰川が流れ、その間にいくつかの山間盆地が形成され、南部は亀岡盆地につながっています。

年平均気温は、13度前後で、山陰内陸性気候となっています。

道路基盤は、北部に国道162号、南部に国道9号、国道477号、国道372号、京都縦貫自動車道が走っており、域内を走る各府道が国道へのアクセス道路となっています。また、鉄道は南東の京都市から北西にかけてＪＲ山陰本線が走っており、京都市などの通勤圏にあり、さらにＪＲ山陰本線京都・園部間の完全複線化も実施されます。

図表 2－1 地域の位置・面積



	面積 (km ²)	割合 (%)
4 町 計	616. 31	13. 4
園 部 町	102. 78	2. 2
八 木 町	49. 56	1. 1
日 吉 町	123. 50	2. 7
美 山 町	340. 47	7. 4
京 都 府	4, 612. 97	100. 0

图表2-2 交通体系



■第2節 地域資源

新市における主要な地域資源としては、自然資源や交通環境のほか、付加価値の高い農業、高度医療の環境、多くの高等教育機関が立地する学生のまち、特徴のある観光資源などがあげられます。

【自然資源】

住民アンケート調査で把握した「各町における誇り」では、「山林・河川・田園風景などの自然環境」が、回答者の7割を超えて最も多い意見でした。

「音風景百選」に選ばれたるり溪、芦生原生林、水源かん養機能などの重要な役割を果たす山林、また、国の「水の郷百選」にも選ばれている美山川清流や北西から南東に流れる大堰川などの河川、天然記念物オオサンショウウオ、アユモドキやホタル、メダカなどの生物は、住む人に潤いを与えてくれます。

太陽光発電システムの活用や美しいまちづくり条例などの取り組みにより、こうした貴重な自然資源を大切に思い、守り育てる環境をつくってきたといえます。

【交通環境】

京都縦貫自動車道の整備やＪＲ山陰本線の複線化を背景にした立地ポテンシャルの向上は、都市圏で働く人に対して優れた居住環境を提供できるとともに、観光資源への入り込み客数の増加が期待されます。

【付加価値の高い農業】

みず菜、壬生菜、九条ねぎ、黒大豆、紫ずきん等のブランド京野菜の産地であり、その他、美山牛乳や美山名水などもあり、これらの付加価値の高い農産物に対するニーズは、今後ますます増大することが想定されます。

【高度医療の環境】

公立南丹病院や明治鍼灸大学附属病院など、小規模の自治体では整備することが困難な高度医療の環境も兼ね備えています。

【学生のまち】

京都医療技術短期大学、京都国際建築技術専門学校、京都伝統工芸専門学校、佛教大学園部キャンパス、公立南丹看護専門学校、明治鍼灸大学などが立地しており、学生が行き交うまちとしての特徴もあります。

【観光資源】

多くの観光客を呼び込むスプリングスひよしや府民の森ひよしなどのダム周辺施設、日本の原風景の残るかやぶき民家群、るり溪高原、清源寺の十六羅漢像などの資源は、交流人口を増加させるための重要な観光資源として位置づけられます。

■第3節 沿 革

【園部町】

園部町は、昭和4年に園部村と桐ノ庄村、昭和26年に川辺村、昭和30年に摩気村と西本梅村を編入しました。

また、昭和33年には、昭和31年に亀岡市に編入された東本梅村のうち、南大谷の一部と若森を編入し、現在の園部町となりました。

【八木町】

大正4年に八木村が八木町となり、昭和26年に、吉富村、新庄村、富本村（明治27年に本庄村と富庄村が合併）を編入しました。

また、昭和30年には、神吉村を編入し、現在の八木町となりました。

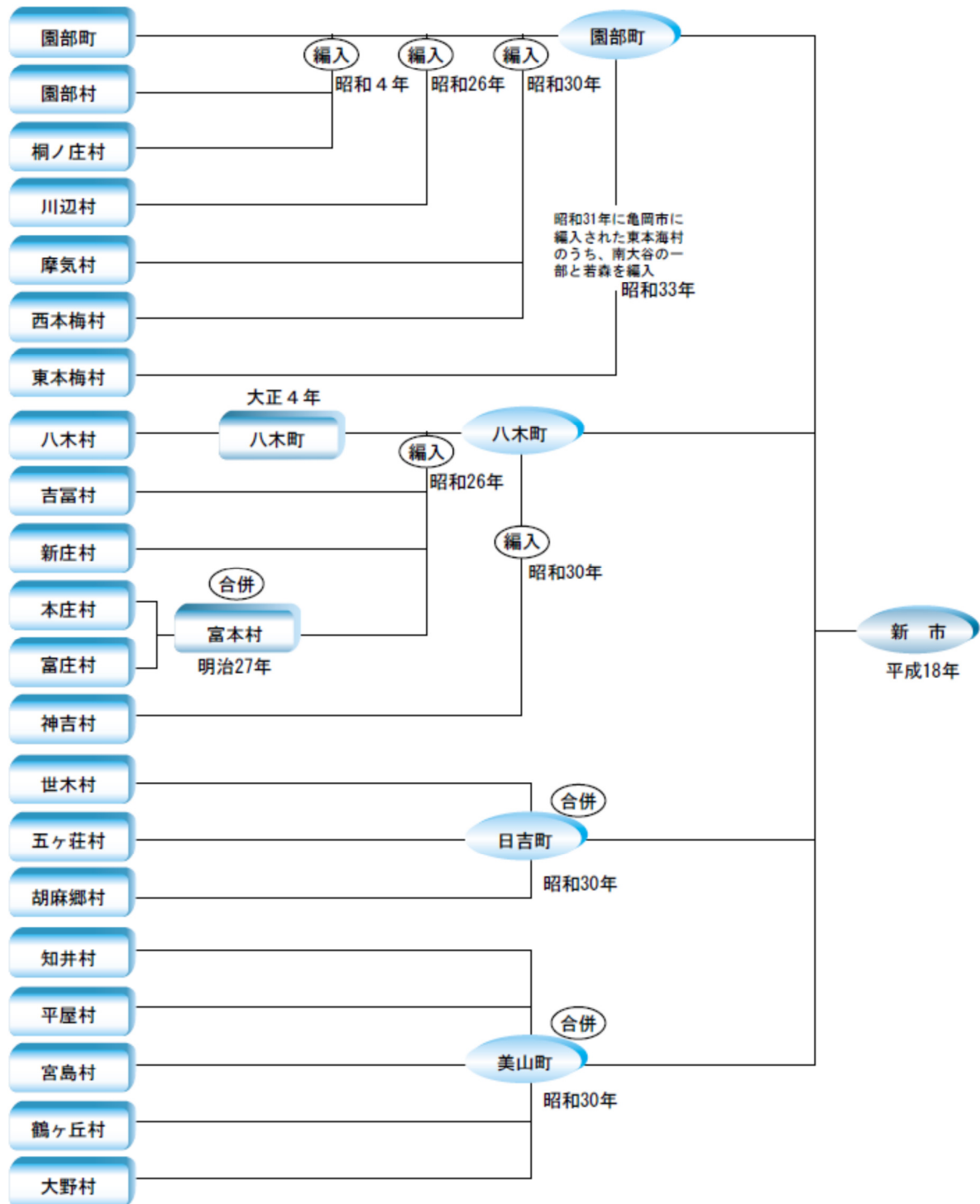
【日吉町】

昭和30年に、世木村、五ヶ荘村、胡麻郷村の3村が合併し、現在の日吉町となりました。

【美山町】

昭和30年に、知井村、平屋村、宮島村、鶴ヶ岡村、大野村の5村が合併し、現在の美山町となりました。

図表2-3 市域の変遷



■第4節 人口・世帯数の動向

4町の人口は、昭和55年に38.2千人でしたが、平成2年まで減少し、平成7年に一度増加しましたが、その後再び減少し、平成12年にはおよそ3万8千人（京都府の1.4%）となっています。

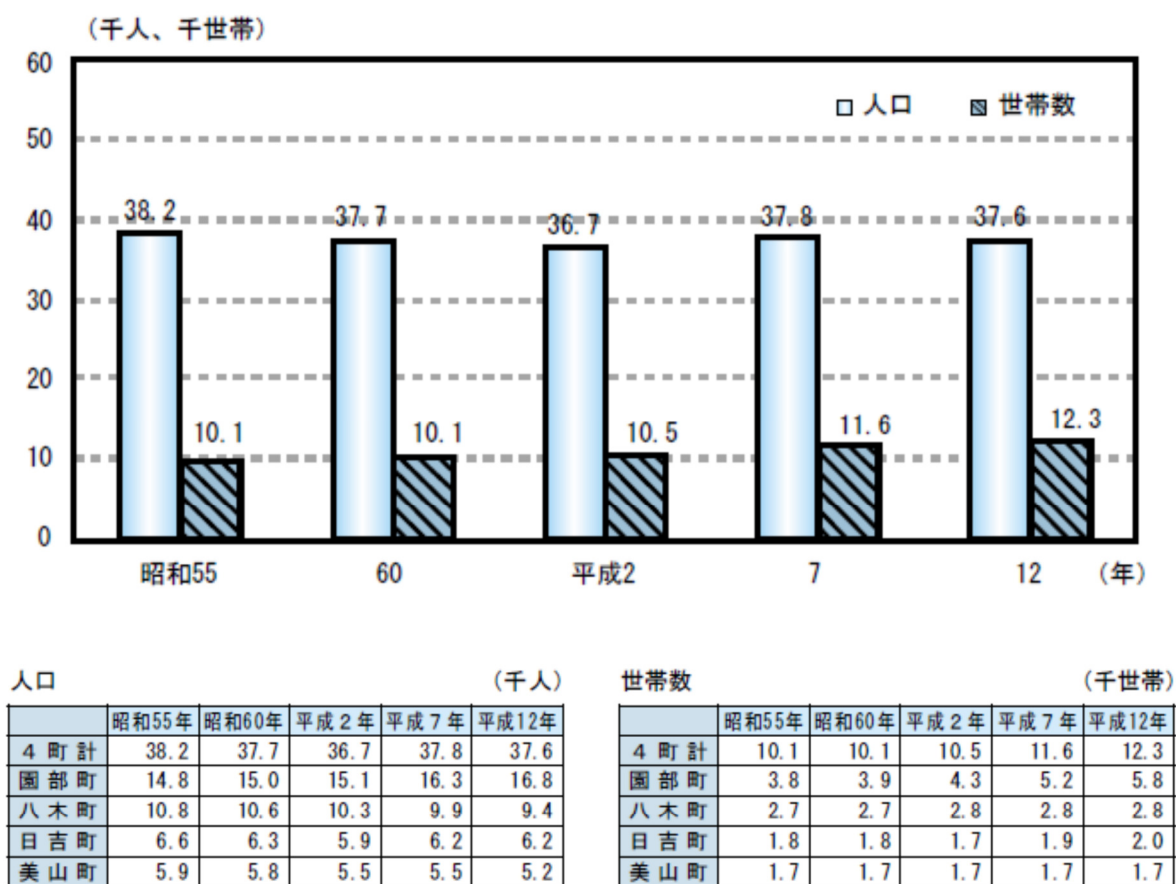
一方、4町の世界帯数は、増加傾向にあり、平成12年では約1万2千世帯となっています。

20年前の昭和55年の人口を100として、その後の人口の推移についてみると、4町のなかでは、昭和55年以降、園部町は増加傾向にあります。八木町と美山町は減少傾向にあります。また、日吉町は、日吉ダム建設にともなう水没者の町外移転により平成2年に落ち込みましたが、平成7年には少し増加しました。

また、平成12年における年齢3区別の人口割合は、4町計は京都府や全国の平均よりも高齢人口割合が高く、生産年齢人口割合が低くなっており、この傾向は園部町を除く地域で強くなっています。

なお、4町計の年少人口割合については、全国を下回りますが、京都府の平均を少し上回っています。

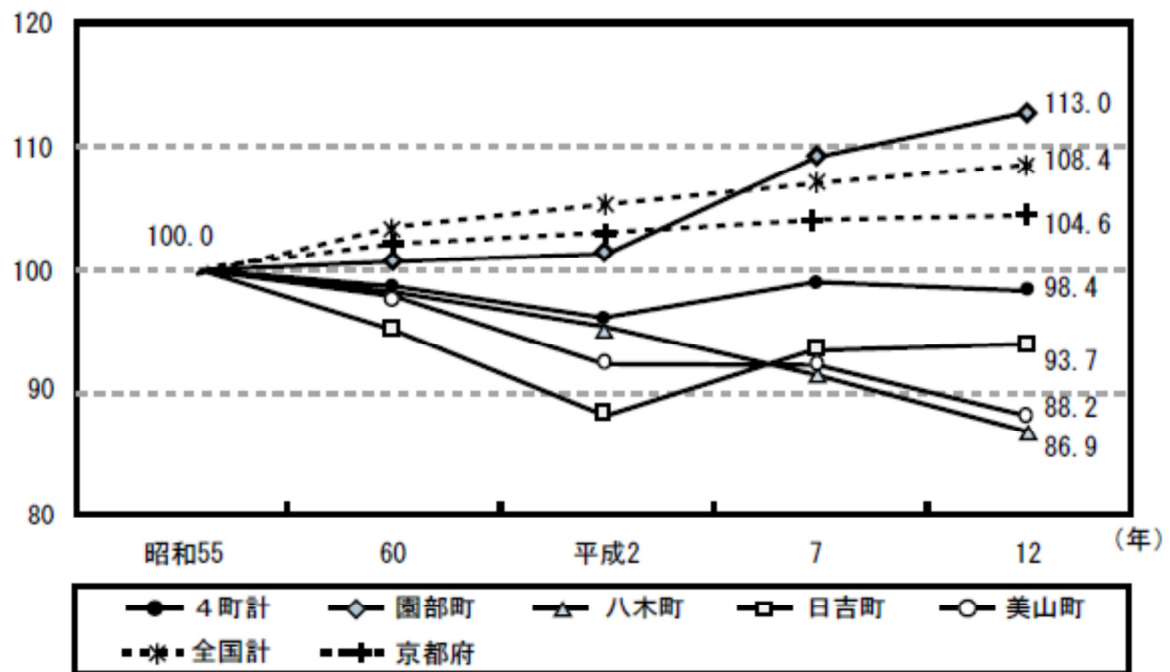
図表2-4 人口・世帯数の推移



(注) 世帯数は一般世帯数です。

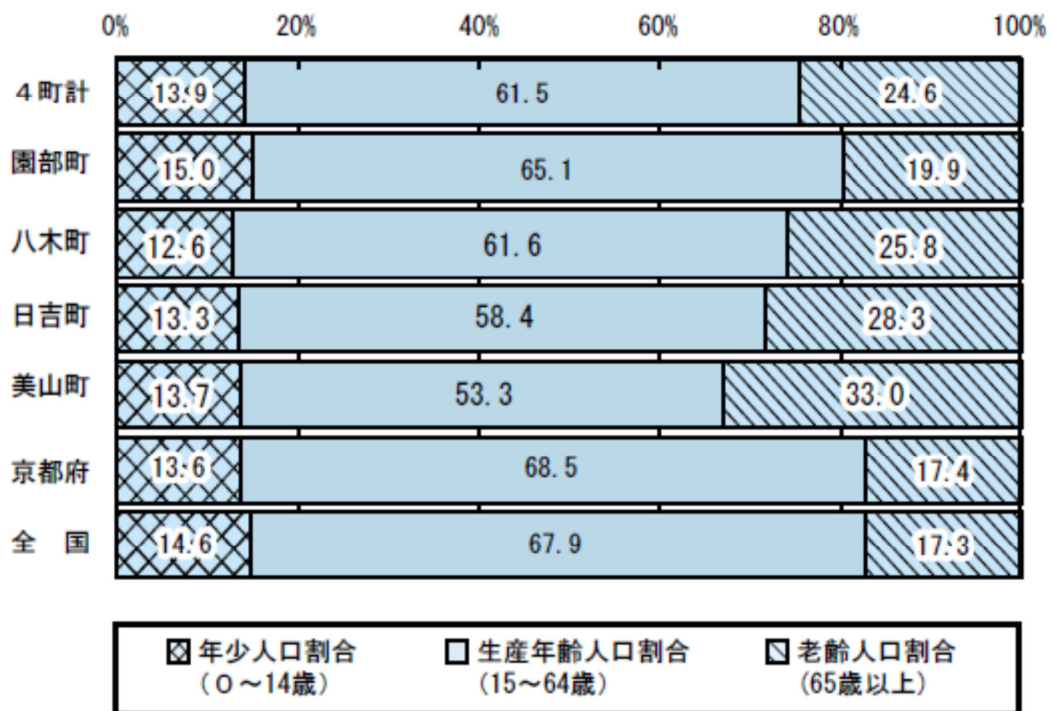
(資料) 総務省「国勢調査報告」

図表2－5 昭和55年を100とした場合の人口の推移(指数)



(資料) 総務省「平成12年国勢調査報告」

図表2－6 年齢3区分別人口割合(平成12年)



(注) 四捨五入の関係上、内訳の合算値と合計と一致しない場合があります。

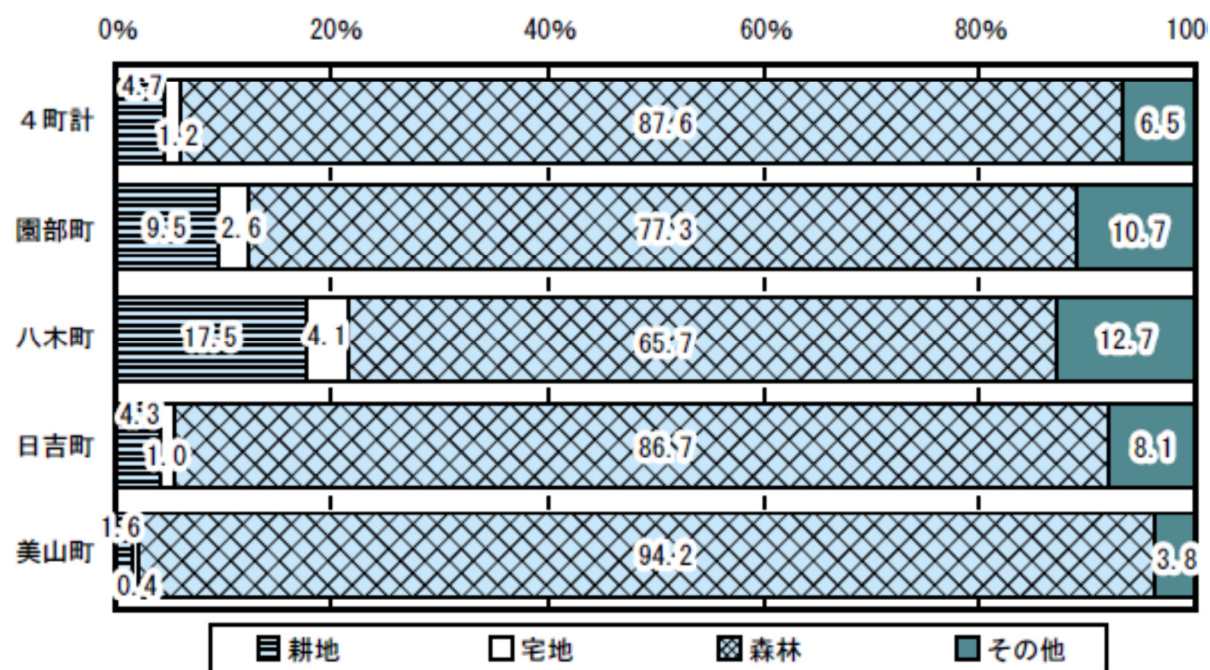
(資料) 総務省「国勢調査報告」国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来人口(平成14年3月推計)」

■第5節 土地利用の状況

4町計における地目別の土地利用は、森林が9割弱を占め、耕地が4.7%、宅地は1.2%となっています。

4町においては、八木町や園部町において耕地や宅地の割合が高く、日吉町や美山町では、森林の割合が高くなっています。

図表2-7 地目別に見た土地利用の状況



(km²)

	耕地	宅地	森林	その他	計
4 町 計	29.1	7.4	539.8	40.1	616.3
園 部 町	9.7	2.7	79.4	11.0	102.8
八 木 町	8.7	2.0	32.6	6.3	49.6
日 吉 町	5.3	1.2	107.0	10.0	123.5
美 山 町	5.4	1.5	320.8	12.8	340.5

(注)「その他」は総面積から「耕地」「宅地」「森林」の合計を引いたもので、河川、湖沼などがふくまれます。

(資料)財団法人京都市町村振興協会「京都市町村のあらまし 平成15年度版」参照

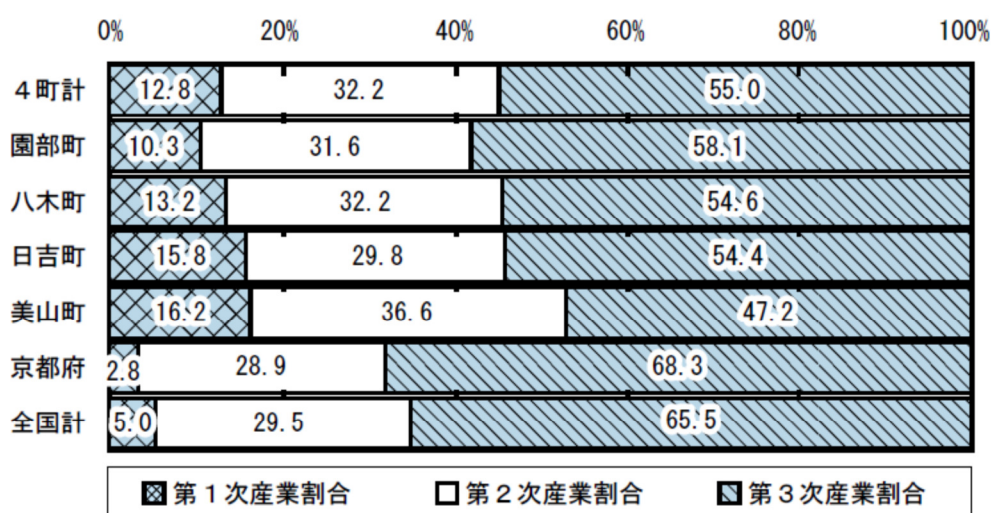
■第6節 産業構造

4町で従事している就業者の産業別の割合は、4町計で第1次産業12.8%、第2次産業32.2%、第3次産業55.0%で、京都府や全国と比べて、第1次産業の割合が特に高いという特徴があります。また、工場誘致による大手企業の立地等の影響もあり、第2次産業も高い状況です。

町別の内訳では、美山町や日吉町の第1次産業の割合が他町に比べて高く、第2次産業は美山町や八木町、第3次産業は園部町の割合が高くなっています。

京都府内のシェアをみると、農業産出額は6.7%、製造品出荷額等は1.6%、卸売・小売業商品販売額は0.5%で、産出額や出荷額、販売額でも農業の割合が高いことがわかりますが、金額では製造品出荷額等が大きくなっています。

図表2－8 産業別にみた就業人口割合(従業地ベース:平成12年)



(資料) 総務省「平成12年国勢調査報告」

図表2－9 農業・製造業・商業の府内シェア

	4町計	園部町	八木町	日吉町	美山町	京都府
農業産出額(千万円)	484	147	163	114	60	7,190
府内シェア(%)	6.7	2.0	2.3	1.6	0.8	100.0
製造品出荷等(千万円)	7,351	2,865	3,759	336	391	462,217
府内シェア(%)	1.6	0.6	0.8	0.1	0.1	100.0
卸売・小売業商品販売額(千万円)	3,310	1,930	940	171	269	729,815
府内シェア(%)	0.5	0.3	0.1	0.0	0.0	100.0

(注) 製造品出荷額等は4人以上の事業所による事業所による値です。また、データの年次は農業算出額は平成13年、製造品出荷額等平成14年、卸売、小売業者商品販売額は平成14年です。

(資料) 京都府「平成14年京都府統計書」

第3章 主要指標の見直し

新しいまちづくりを推進するうえで、基本的な指標となる総人口や世帯数、年齢別人口、就業人口について、平成32年までの将来見通しを推計しました。

■第1節 総人口の見通し

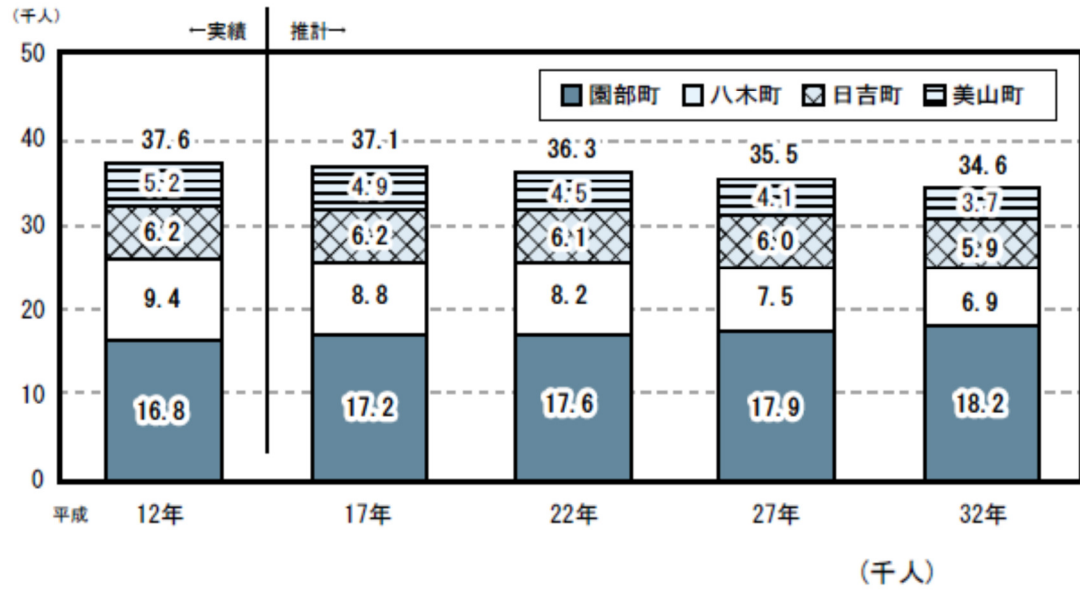
平成12年の4町の総人口は、約3万8千人です。

園部町は今後も増加傾向で推移することが予想されますが、全国的に少子高齢化が進行するなかで、八木町や日吉町、美山町の総人口が減少することが想定され、その結果、4町計の総人口は減少することが想定されます。

この結果、10年後の平成27年には約3万6千人になるものと予想されます。

なお、各町の総合計画の目標人口は、園部町2万2千人（平成20年）、八木町1万3千人（平成25年）、日吉町7千人（平成26年）、美山町6千人（平成18年）に設定されており、合計4万8千人となることから、今後は、若者定住施策をはじめ、さまざまな施策を推進していく必要があります。

図表3-1 将来人口見通し



	実 績	推 計			
	12年	17年	22年	27年	32年
4 町 計	37.6	37.1	36.3	35.5	34.6
園 部 町	16.8	17.2	17.6	17.9	18.2
八 木 町	9.4	8.8	8.2	7.5	6.9
日 吉 町	6.2	6.2	6.1	6.0	5.9
美 山 町	5.2	4.9	4.5	4.1	3.7

(注) 四捨五入の関係上、内訳の合算値と合計と一致しない場合があります。

(資料) 総務省「国勢調査報告」国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来人口(平成14年3月推計)」

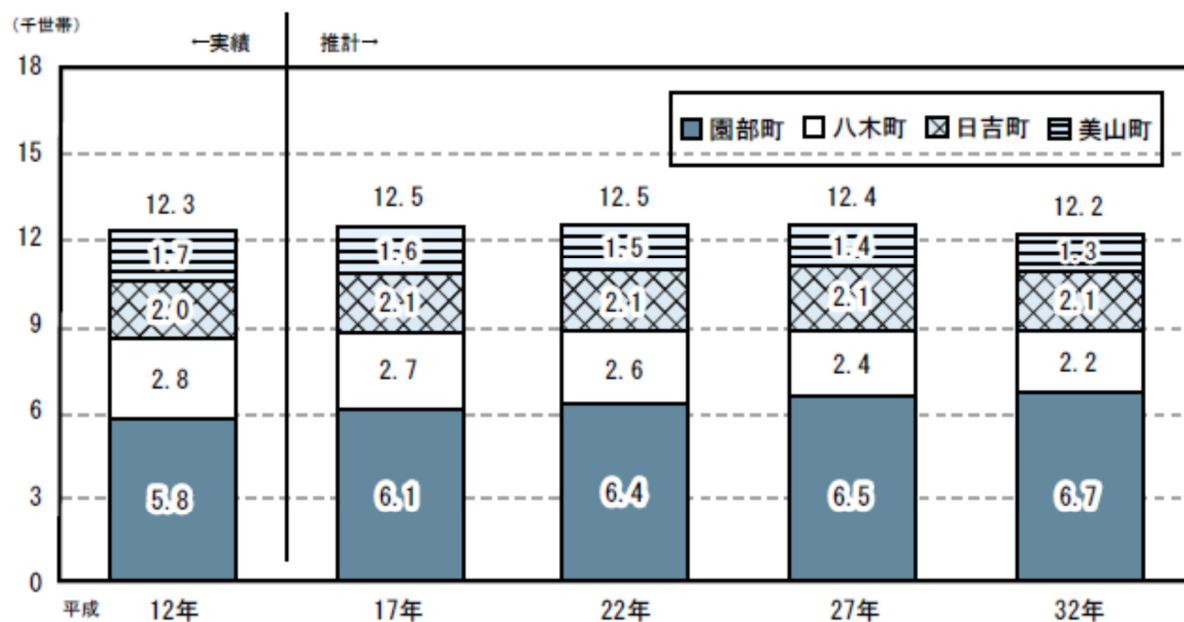
■第2節 世帯数の見通し

平成12年における4町計の一般世帯数は約1万2千世帯です。

全国的な核家族化の進行や一人暮らし世帯も増加している影響により、平均世帯人員は減少しています。今後は、園部町が増加する一方で、その他の町が減少傾向で推移し、新市の推計値では、平成22年までは増加しますが、その後減少することが想定されます。

この結果、10年後の平成27年においても、新市の世帯数は現在とほぼ同じであると予想されます。

図表3-2 一般世帯数の見通し



(千世帯)

	実績	推計			
	12年	12年	22年	27年	32年
4町計	12.3	12.5	12.5	12.4	12.2
園部町	5.8	6.1	6.4	6.5	6.7
八木町	2.8	2.7	2.6	2.4	2.2
日吉町	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1
美山町	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3

(注) 四捨五入の関係上、内訳の合算値と合計と一致しない場合があります。

(資料) 総務省「国勢調査報告」国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来人口(平成14年3月推計)」

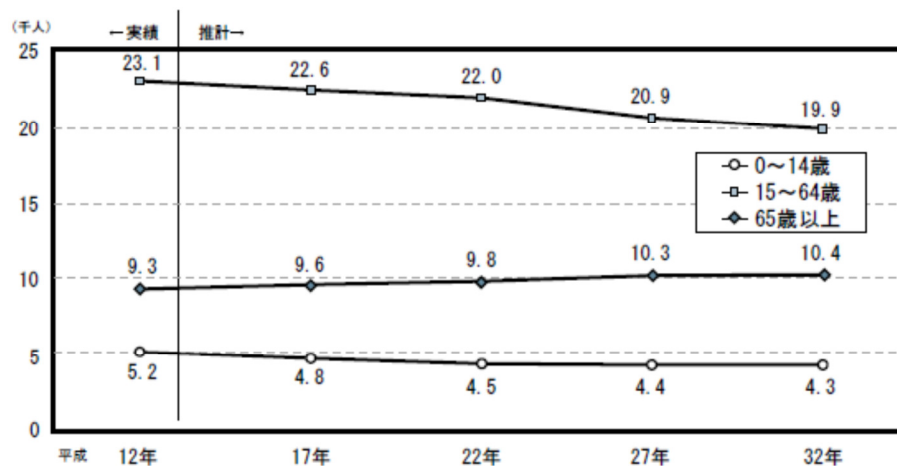
■第3節 年齢別人口の見通し

平成12年の4町の年齢別人口は、0歳から14歳までの年少人口は約5千人、15歳から64歳までの生産年齢人口は約2万3千人、65歳以上の高齢人口は約9千人です。また、それぞれの割合は、年少人口割合13.9%、生産年齢人口割合61.5%、高齢人口割合24.6%で、高齢人口割合が年少人口割合を大きく上回る状況となっています。

今後は、少子・高齢化が進行するため、年少人口や生産年齢人口が伸び悩む一方で、高齢人口が増加することが予想されます。

その結果、新市の推計値では、10年後の平成27年では、年少人口は約4千人、生産年齢人口は約2万1千人、高齢人口は約1万人となり、それぞれ年少人口割合12.3%、生産年齢人口割合58.8%、高齢人口割合28.9%になることが予想されます

図表3-3 年齢別人口の見通し



(千人)

	実 績	推 計				
	12年	17年	22年	27年	32年	
総 数	37.6	37.1	36.3	35.5	34.6	
0～14歳	5.2	4.8	4.5	4.4	4.3	
15～64歳	23.1	22.6	22.0	20.9	19.9	
65歳以上	9.3	9.6	9.8	10.3	10.4	

(%)

	実 績	推 計				
	12年	17年	22年	27年	32年	
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
0～14 歳	13.9	12.9	12.3	12.3	12.4	
15～64歳	61.5	61.0	60.7	58.8	57.6	
65歳以上	24.6	26.0	27.0	28.9	30.0	

(注) 四捨五入の関係上、内訳の合算値と合計と一致しない場合があります。

(資料) 総務省「国勢調査報告」国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来人口(平成14年3月推計)」

■第4節 就業人口の見通し

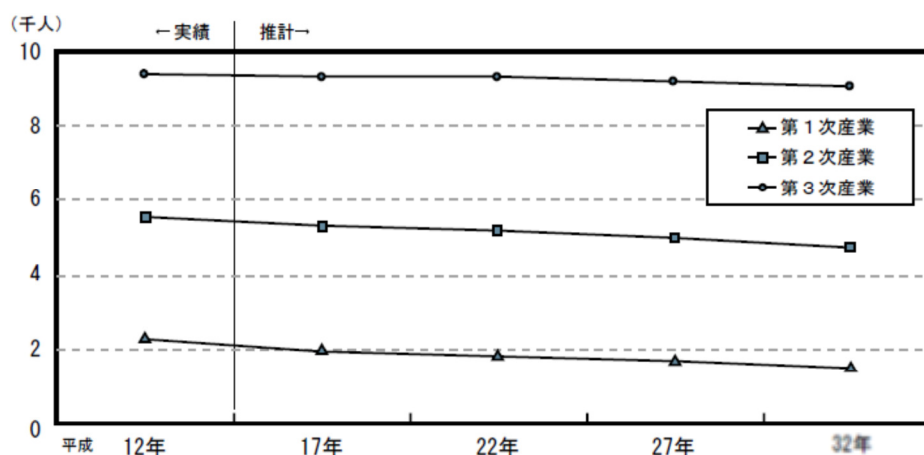
平成12年における従業地における4町の就業人口は、約1万7千人で、産業別の割合は、第1次産業12.8%、第2次産業32.2%、第3次産業55%です。

産業別の就業人口の全国的な傾向は、サービス経済化²の進行により、第1次産業が減少する一方で、第2次産業は微増、また、第3次産業は増加することが予想されています。

こうした全国的な傾向をふまえて推計した結果、新市の総人口が減少するために各産業別の人口も減少することが予想され、また、産業別の割合については、第1次産業と第2次産業の割合が減少する一方で、第3次産業の割合が増加することが想定されます。

この結果、10年後の新市の就業人口は約1万6千人となり、第1次産業割合10.6%、第2次産業割合31.1%、第3次産業割合58.4%になると予想されます。

図表3-4 産業別にみた就業人口見通し



産業別就業人口 (千人)

	実 績	推 計			
	12年	17年	22年	27年	32年
第 1 次 産 業	2.2	2.0	1.8	1.7	1.5
第 2 次 産 業	5.5	5.3	5.1	4.9	4.7
第 3 次 産 業	9.4	9.3	9.3	9.2	9.1
計	17.0	16.5	16.2	15.8	15.3

産業別就業人口割合 (%)

	実 績	推 計			
	12年	17年	22年	27年	32年
第 1 次 産 業	12.8	12.0	11.2	10.6	9.9
第 2 次 産 業	32.2	31.8	31.4	31.1	30.6
第 3 次 産 業	55.0	56.2	57.3	58.4	59.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 四捨五入の関係上、内訳の合算値と合計と一致しない場合があります。

(資料) 総務省「国勢調査報告」国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来人口

第4章 新市まちづくり基本方針

■第1節 新市まちづくりの基本理念と将来像

各町では、これまで、次の将来像のもとまちづくりを進めてきました。

<園部町>

緑豊かな環境と家族・社会の絆でひとを育むまち、そのべ

<八木町>

手づくり、夢づくりの楽園・八木 ～ひとが輝き、まちが輝く、ほんまもののまちづくり～

<日吉町>

みどり人と人との出会いを愛するまち・ひよし ～ゆっくりひよし ゆったりひよし～

<美山町>

豊かな自然を生かした活力と健康のまち

これら4町におけるまちづくりの方向性として共通するキーワードは、「緑・自然」「ひと・絆・出会い」であり、都会では感じることの難しい新緑豊かでみずみずしい自然に育まれながら、お互いに思いやりの心をもち、個性を尊重し、そして、こころの豊かさを大切にしてきたといえます。

このようなこころの豊かさを今後とも継続して育んでいくために、新市では、各地域や市民の個性を交流・連携させることにより、こころふれあうぬくもりのあるまちづくりを行っていくことが必要です。

また、「緑・自然」や「ひと・絆・出会い」は、安全や安心のまちづくりを実現するための基本的な要素であり、住民アンケート調査においても、新市がめざすべき将来都市イメージは「安全・安心」などが多い意見でした。

こうした市民の意向を受けて、新市では健康で安心して暮らせるまちづくりを推進していくことが求められます。

一方、少子高齢化や財政状況の悪化を背景として、若者の定住や雇用の場の創出、交流人口の確保などが重要な課題となっています。住民アンケート調査では、新しいまちづくりで力を入れていくべき取り組みとして、「若者が定住するためのまちづくりの推進」が最も多い意見でした。

新市には、自然環境や観光資源、学生のまち、高度医療のまちなど、他都市にはみられない地域資源があり、これらは市民の誇りです。今後は、地域の個性を連携することにより、新市に豊富に存在する地域資源を活用することが必要です。

そして、市民がふるさとに誇りをもって、未来に希望をもてるまちづくりが必要といえます。

こうしたことから、新市のまちづくりにおいては、次の3点を基本理念として設定します。

＜基本理念＞

交流と連携によりこころふれあうぬくもりのあるまちづくり

健康で安心して暮らせるまちづくり

ふるさとに誇りをもち、未来に希望をもてるまちづくり

また、3つの基本理念をふまえ、新市の将来都市像を次のように設定します。

＜将来都市像＞

ふるさとに誇りと希望をもち、
安心して暮らせる、“ぬくもりのあるまち”
～農村にもう一度ひとが住み、若者が定住できる環境づくり～

■第2節 新市まちづくりの基本目標

将来都市像「ふるさとに誇りと希望をもち、安心して暮らせる、“ぬくもりのあるまち”～農村にもう一度ひとが住み、若者が定住できる環境づくり～」の実現に向け、新市のまちづくりにおける具体的な6つの基本目標を設定します。

なお、この6つの基本目標は、第5章で展開する施策の柱に位置づけられるものです。

1. 高品質な産業により躍動するまち

産業は、新市の財政を支えると同時に、雇用確保により定住を促進する機能があるなど、新市の活力の原動力です。

このような新市を支える産業は、他都市と比較した場合の優位性によって把握することが重要です。

新市には、京野菜や美山名水、伝統産業と先端産業が共存する京都新光悦村（整備中）などがあり、他都市と比較しても高品質な産業という特徴があります。

特に、園部町で取り組まれている京都新光悦村は、先端産業と伝統産業との融合を通じて次代を担う産業拠点として京都府の支援を得て進められているもので、地域住民の就労の確保と生活安定につながるものです。

さらに、市域に多く分布する観光・レクリエーション資源は、交流人口の増加につながる貴重な地域資源であり、新市はそうした観光・レクリエーション資源をもとにして地域の価値をアピールし、活性化を図っていくことも重要です。

また、これまでに各町で営んできた農業、林業、漁業、商工業は、人々の生活や文化の基礎を形成してきたともいえ、今後ともその維持・発展に向けたまちづくりが必要です。

このため、れんげ米・すこやか米・こっとな米等のブランド米や京野菜のブランド力の活用、特産品の商品開発、産業創造・技術高度化支援、観光・レクリエーション産業の振興、農林水産業、商工業の振興などを通じて、「高品質な産業により躍動するまち」をめざします。

2. 健康で生き生きと暮らせるまち

新市の主役である市民がたえず希望をもち続ける前提として、市民の健康と生きがいがあります。

子どもから高齢者までのだれもが、安全・安心の環境のもとで、生きがいをもって暮らせるまちは、市民が愛着や誇りをもって生活するまちといえます。

このため、日々の健康増進への支援や子育て支援、地域福祉・地域医療の体制づくり、保健センターの充実、障害をもっている人が安心して生活できる地域づくり、防災・救急の体制づくり、社会参画と生きがいづくりなどを推進することで「健康で生き生きと暮らせるまち」をめざします。

3. 交流と連携により快適な暮らしができるまち

市内の各地域や市民の交流・連携、また、市外の地域や人々との交流・連携は、新市の創造的発展につながります。

交流と連携を促進するための新市の魅力や交流・連携網の充実、夢・誇り・憧れを創り出す環境として不可欠です。

このため、自然環境と調和を図りつつ、地域の核となる市街地の形成や駅周辺の整備、良好な住環境の整備、市内の交通網や広域幹線網の充実など、都市基盤や生活基盤の整備を推進することで、「交流と連携により快適な暮らしができるまち」をめざします。

4. 自然に育まれるまち

新市を覆う山林、河川、田園風景、多様な生物などの自然環境は、住む人に潤いや心の豊かさを与えます。当地域の市民は、豊かな自然環境に育まれながら、お互いに思いやりの心を持ち、個性を尊重し、心の豊かさを大切にしてきました。

また、他都市に先駆けた取り組みである太陽光発電システムの活用のほか、美しいまちづくり条例などの取り組みも着実に進めてきました。

今後とも自然環境の保全、リサイクルの推進、環境教育の推進、森林の維持管理を進めることにより、継続的に「自然に育まれるまち」をめざします。

なお、新市では、「交流と連携により快適な暮らしができるまち」や「高品質な産業により躍動するまち」をめざしますが、これらは自然環境との調和を念頭において推進します。

5. 市民が文化を創造するまち

市民みんながもつ心の豊かさは、市民の夢をかたちづくり、新市の文化を創造する何よりも大切な財産であり、今後とも心の豊かさを育む環境づくりを推進していくことが必要です。

このため、市民の心の豊かさを育む環境づくりとして、学校教育や就学前教育の充実、総合的な生涯学習体制の整備、文化・スポーツの振興、歴史・伝統文化の保存・伝承などを推進することにより、「市民が文化を創造するまち」をめざします。

6. みんなが主体となるまち

地方分権の進展、高度で多様な住民のニーズの拡大をふまえ、新市は、自己責任と自己決定に基づく主体的なまちづくりが求められます。

主体的なまちづくりには、市民が新市の一員となって主体的に参画していくことが必要です。そして、そのための環境づくりとして、情報公開の推進、コミュニティ活動への支援、住民と行政の協働推進、行政組織の効率化などを推進するとともに、これまでに着実に取り組んできた「人権を大切にするまちづくり」を基本認識として、「みんなが主体となるまちづくり」をめざします。

■第3節 新市の土地利用構想

1. 土地利用にかかわる現状と課題

(1) 自然資源・観光資源など

住民アンケート調査では、各町において誇りに思うこととして「山林、河川、田園風景などの自然環境」がおおよそ7割を占めて最も多い回答でした。また、自然環境に対する満足度についても最も高い結果でした。

実際、合併して誕生する新市においては、森林が9割弱、耕地が4.7%となり、美山川や大堰川などの河川が清らかに流れているなど、市域が豊かな自然に育まれながら形成されていることが分かります。

さらに、産業構造に関しても農業の占める比重が高く、当地域で生産される京野菜は、多くの人々によってブランド力のあるものとして認められるほど付加価値が高い生産物です。

また、スプリングスひよしや府民の森ひよし、かやぶき民家群、るり溪、農村環境公園氷室の郷、美山町自然文化村、ゴルフ場、パラグライダー練習場、観光農園や果樹園など自然資源を活用した観光・レクリエーション資源が域内に多く分布しています。

このように、自然資源やそれを活用した観光・レクリエーション資源が多くあり、その他、日本最古の天満宮である生身天満宮、木喰上人や十六羅漢像のある清源寺、文覚上人ゆかりの西光寺などの歴史文化にふれることのできる観光資源も分布しているという特徴があります。

ただし、これらの観光・レクリエーション資源は、市域内の各地に分布していますが、各地域における観光ルートを有機的に結びつけるネットワーク化は不十分な状況にあります。加えて、豊かな自然資源を維持・活用すると同時に、農村田園文化の継承による心温まる環境づくりも重要な課題です。

(2) 交通環境

京都市の近郊に位置する新市の交通環境については、北部を走る国道162号や府道綾部宮島線・京都広河原美山線、南部にはJR山陰本線、国道9号、国道477号、国道372号、京都縦貫自動車走っており、北部と南部の間は、府道園部平屋線などにより結ばれています。

南部には複数の国道やJR山陰本線が整備されており、京都市までは、今後、JR山陰本線京都・園部間の完全複線化も予定されていることから一層アクセスが向上します。一方、新市の各地域が連携し、総合力を発揮するためには、バイパストンネルの設置等、北部と南部をこれまで以上に強く結びつけるために府道京都日吉美山線、府道綾部美山線の交通体系の整備について関係機関に働きかけるとともに、市民相互の交流促進を図っていくことが求められます。

(3) 都市機能など

新市には、京都医療技術短期大学、京都国際建築技術専門学校、京都伝統工芸専門学校、佛教大学園部キャンパス、公立南丹看護専門学校、明治鍼灸大学などの高等教育機関や、高度医療サービスを提供する公立南丹病院や明治鍼灸大学附属病院などが立地しており、学生が行き交うまち、高度医療を求める人が訪れるまちとしての特色があります。

一方、まちの顔となる中心市街地や駅前整備のほか、インターチェンジ付近における開発整備や新しい産業の創造など、都市の活性化を図るための環境づくりが不十分です。

このため、地域外の学生をはじめとした人たちが域内で過ごす時間は限定的となり、また、雇用確保が難しいことも要因となり、若者定住が促進されないことが課題となっています。住民アンケート調査でも「雇用の場」に対する不満が高かったというように雇用確保のためのまちづくりが必要といえます。

なお、新市においてこれらの都市機能等のすべてを準備していくことは効率的ではなく、京都市の都市機能による補完も念頭においてまちづくりを行っていくことが求められます。

これらの現状と課題をふまえ、大都市では味わうことのできない豊かな自然等の地域資源を生かした、新市の将来都市像を実現していくための土地利用構想が必要です。

2. 新市の土地利用構想

(1) 基本方針

① 市民の相互交流を促進する新市連携創造軸の形成

新市における各地域が有機的に連携し、市民文化の創造や都市活力の向上などに関して総合力を発揮するために、府道園部平屋線やＪＲ山陰本線、国道９号、国道４７７号などを中心に新市連携創造軸を形成し、これらへのアクセスの整備を進めます。

なお、市外に通じる新市連携創造軸は新市における各地域の連携とともに、次の広域連携軸の機能も果たすものとして位置づけます。

② 地域資源の発信と都市間補完を支える広域連携軸の形成

新市における豊かな地域資源を市外の人々にアピールすることで交流人口の増大を図り、また、市外の地域による都市機能の補完に向けて、ＪＲ山陰本線や京都縦貫自動車道、国道９号・１６２号・３７２号・４７７号などを中心に広域連携軸を形成するとともに、将来、若狹と瀬戸内等を結ぶ高規格道路のアクセスの整備を進めます。

③ 定住促進と新市の総合的発展に向けた拠点・ゾーンの整備

大都市では味わうことのできない豊かな自然を保全する一方で、各種の機能が整備されたまちづくりにより、定住促進と新市の総合的発展をめざすため、新市の地域資源を生かした拠点やゾーンを整備します。

(2) 拠点・ゾーン別の整備方針

① 都市拠点・生活拠点

園部町の市街地を中心とする地域を、各地域の連携の中心地となる都市拠点として位置づけます。

また、ＪＲ八木駅・吉富駅を中心とする地域、ＪＲ日吉駅・胡麻駅を中心とする地域、美山町の宮島地区等を中心とする地域を、都市拠点と連携しながら各地域の生活文化や個性を豊かなものにする都市生活拠点として位置づけます。

都市拠点と都市生活拠点では、新市の顔となる地域として情報、行政、福祉、文化などの都市機能の充実を図り、それぞれの個性と生活文化により新市を総合的に発展させる役割を担います。

② 市街地ゾーン

他都市との交通の結節点となっており、都市機能が集積する園部町の都市拠点やＪＲ八木駅を中心とする都市生活拠点などの地域を市街地ゾーンと位置づけます。

市街地ゾーンでは、さらなる商業機能の強化を図ることで都市としての魅力を高め、すべての市民がいつでも交流し合える環境づくりとして、公共施設等の既存の施設を活用した情報交流拠点やアクセスの充実を図ります。

また、現在整備中である京都新光悦村など、若者定住に向けた雇用の場の創出に努めます。

③ 観光・レクリエーションゾーン

園部町のり溪高原一帯、八木町の農村環境公園氷室の郷や清源寺を中心とする地域、日吉町のスプリングスひよしや日吉ダム、府民の森ひよしを中心とする地域、美山町のかやぶき民家群や大野ダム公園などを中心とする地域を、観光・レクリエーションゾーンとして位置づけます。

それぞれの観光・レクリエーション資源のネットワーク化を進め、交流人口の増大に向けた取り組みのほか、市民や市外の人々の健康増進に向けた取り組みを推進します。

④ 森林共生ゾーン

新市が豊かな自然環境に育まれながら発展するために、美山町や日吉町の豊かな森林が覆う地域を、新市の基盤となる森林共生ゾーンとして位置づけます。

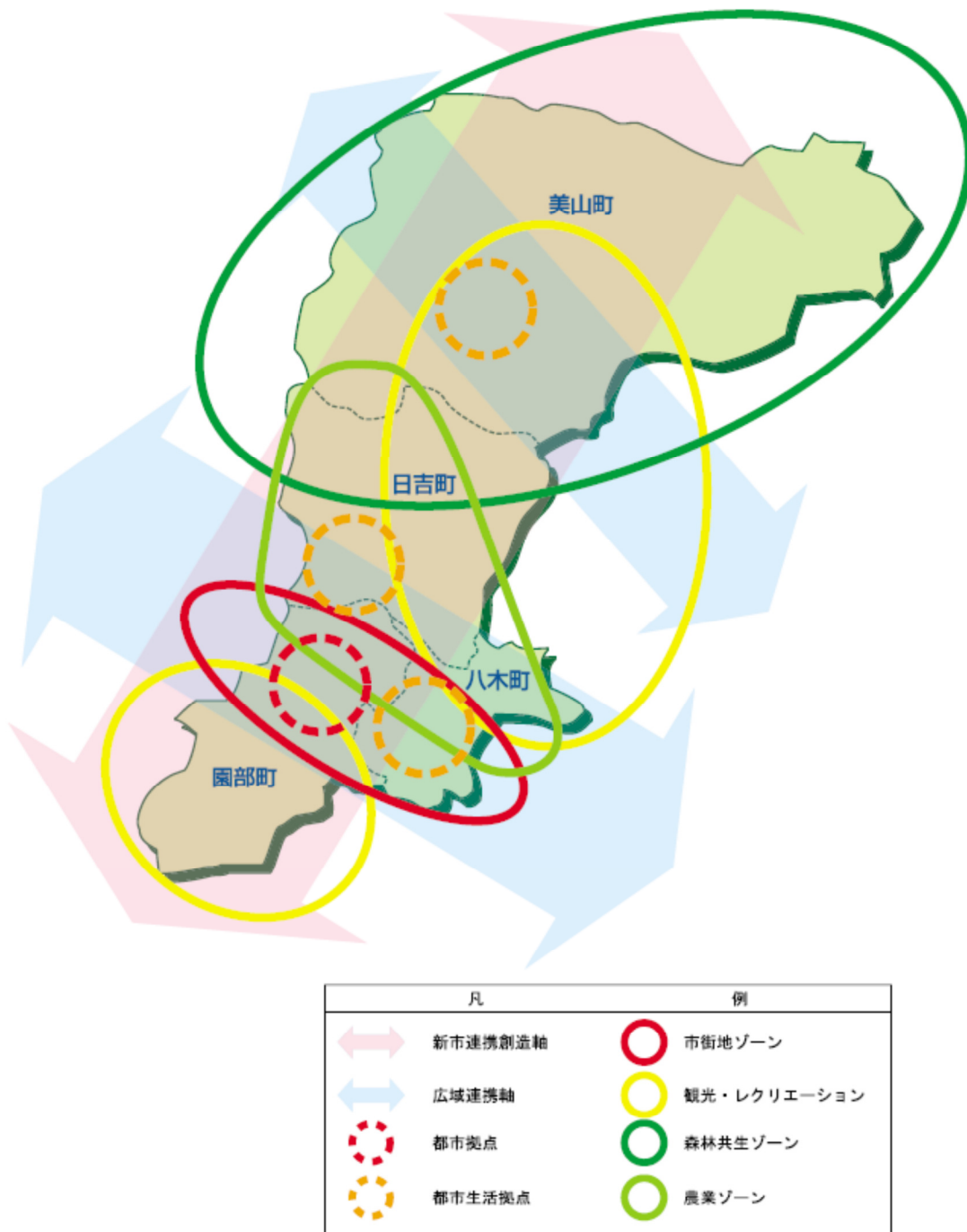
森林共生ゾーンでは、自然環境を生かしつつ、観光・レクリエーションゾーンなどとの連携方策についても検討します。

⑤ 農業ゾーン

日吉町や美山町などに広がる田園地帯においては、農業を基盤とした土地利用の中で、田園文化の醸成や快適な田園生活ができる環境づくりを進めます。

また、京野菜の産地については、生産機能の強化に努め、その他、販路開拓機能の強化を図ります。

図表4-1 土地利用構想イメージ



■第4節 主要プロジェクト

新市における地域資源をもとに個性を生かし、相互の連携により総合力を発揮するために、次の主要プロジェクトを設定します。

なお、主要プロジェクトは、第5章における施策や事業を複数組み合わせたもので、特に優先的に行うべきものとして位置づけます。

1. 定住機能の強化

住民アンケート調査の「新しいまちづくりで力を入れていくべき取り組み」において最も意見の多かった「若者が定住するためのまちづくりの推進」に向けて、定住機能の強化を主要プロジェクトに設定します。

具体的には、地域の核となる市街地の形成や良好な住環境の整備などの都市基盤や生活基盤の整備のほか、各種の子育て支援策を重点的に行います。

また、次の「交流連携促進プロジェクト」における情報通信基盤を活用して、定住を喚起する情報発信を積極的に行うとともに、問い合わせに対する適切な相談・ワンストップによる対応を行うための体制づくりを進めます。

2. 情報通信基盤の整備

新市の市民相互の交流や市外の人々との交流を促進するため、情報通信環境の整備を進めます。

具体的には、ケーブルテレビ網や光ファイバーケーブルを活用しながら、地域イントラネットを新市全域に整備・連結し、役場や学校、生涯学習施設などの公共施設、家庭の間をつなげることにより、高速大容量の交流環境を創出します。

なお、だれもが情報を活用できるようにするため、IT技能研修など情報通信に関わる勉強会等を開催します。

また、整備した情報通信環境を活用した各種システムや設備を導入します。

3. 交通基盤・観光資源のネットワーク化

また、新市の市民相互の交流や市外の人々との交流を促進するため、交通基盤と観光・レクリエーション資源のネットワーク化を進めます。

交通基盤については、新市連携創造軸や広域連携軸を中心に幹線道路やアクセスの充実を図ります。さらに、スクールバスと一般住民の混乗型の活用やバスターミナルの整備など、バス交通網の充実を図ります。

市内に豊富にある観光・レクリエーション資源は、市全域の観光ルートの設定や情報発信等を積極的に行い、観光資源のネットワークを形成します。

第5章 新市の施策

目標人口である4万8千人に向けて、若者定住に向けた雇用対策や住環境の整備を進め、子育て支援の充実をはじめとした「安心」や「快適」を提供します。

特に、高品質な産業の基盤を整備することで専門職等の雇用の場の確保に努め、さらに、自然や文化の豊かさを心の豊かさにつなげていく環境を整備します。

こうしたなかで、若者定住を促進し、“ぬくもりのあるまち”をめざします。

施策体系

基本理念

交流と連携によりこころふれあう
ぬくもりのあるまちづくり

健康で安心して暮らせる
まちづくり

ふるさとに誇りを持ち、
未来に希望をもてるまちづくり

将来都市線

ふるさとに誇りと希望をもち、
安心して暮らせる、“ぬくもりのあるまち”
～農村にもう一度ひとが住み、若者が定住できる環境づくり

基本目標

1. 高品質な産業により躍動するまち

2. 健康で生き生きと暮らせるまち

3. 交流と連携により快適な暮らしができるまち

4. 自然に育まれるまち

5. 市民が文化を創造するまち

6. みんなが主体となるまち

主要施策

都市を支える農林水産の振興

新市の躍動に向けた商業の振興

産業創造と既存工業の高度化支援

観光・レクリエーション産業の振興

健康づくりの推進

地域福祉・地域医療の充実

高齢者が安心して暮らせるまちづくり

子育て支援の充実

障害のある人が
安心して暮らせるまちづくり

安全なまちづくり

交流推進に向けた交通基盤の整備

若者定住に向けた住環境の整備

交流を加速する情報通信基盤の設備

生活環境基盤の整備

地域の核となる市街地の形成

貴重な自然環境を守り育てるまちづくり

環境から学ぶまちづくり

資源循環型社会の推進

学校教育・就学前教育充実

歴史・伝統文化の保存・継承

総合的な生涯学習体制の整備

国際交流の推進

スポーツを楽しむまちづくり

市民が主役のまちづくり

市民・学校と行政の協働推進

情報公開と市民参画によるまちづくり

効率的・効果的な行政運営

人権を大切にするまちづくり

■第1節 高品質な産業により躍動するまち

1. 新市を支える農林水産業の振興

都市近郊に位置する新市は、これまでから実績のあるブランド京野菜等の生産を引き続き支援するとともに、安心・安全な米・野菜等の生産、認証野菜や特産品の商品開発を推進するほか、販路開拓機能の強化を図るなかで、地域の価値をアピールします。

また、こうした取り組みを発展させ、京阪神との近郊性も生かした都市農村交流により地域のさらなる発展を図ります。

あわせて、農村集落の活性化や生産基盤の整備、林業、畜産業、水産業の振興を図るほか、新規就農者をはじめとする農林水産業の担い手への支援を強化することにより、新市への定住促進に努めます。

なお、農林水産業の振興にあたっては、生産活動における環境への負荷の低減を念頭におきつつ、持続可能な農林水産業の発展を図ります。

2. 産業創造と既存工業の高度化支援

雇用の場確保や定住促進に加えて、新市の財政を支える産業の基盤を整備するために、京都新光悦村をはじめふるさと工業団地の整備を促進するなかで、高品質な産業により躍動するまちをめざします。

また、周辺環境に配慮したうえで、企業立地を促進するほか、既存の事業所に対しては、経営の安定化などに向けた高度化のための融資による支援を行います。

3. 新市の躍動に向けた商業の振興

新市の顔となり、また、地域の核となる市街地を形成し、躍動する新市をめざして、商店の個性化や地産地消の推進など既存商店街の再生をはじめとした商業機能の強化を図ります。

また、観光客の市街地への誘導など交流人口の増加による市街地の活性化策を推進するとともに、商店街をはじめとした商業の高度化支援を行うなかで、商業の近代化と活性化を促進します。

4. 観光・レクリエーション産業の振興

市域に多く分布する観光・レクリエーション資源をもとに地域の価値をアピールすることで、交流人口の増加と市民や市外の人々の健康増進を図る取り組みを推進します。

また、観光は、宿泊や飲食、ショッピングなど幅広い分野に波及することから、宿泊施設に対する支援なども検討し、新市における観光関連産業の確立と雇用の確保をめざします。

具体的には、市全域の観光ルートの設定を行い、観光・レクリエーション資源のネットワーク化を進めるとともに、観光情報の発信を積極的に行います。

また、歴史・自然・文化を生かした新しい観光資源の発掘を行うほか、観光交流イベントの開催や市街地との連携により、新市でできる限り長く楽しく過ごせる環境整備を進めます。

さらに、農業生産や田園文化が体験できるグリーンツーリズムを推進するため、農林業との連携により、体験農園や農家民宿・市民農園の整備を図ります。

【主な施策・事業】

主要施策	主な事業
都市を支える農林水産業の振興	・ 京野菜の産地化支援(パイプハウスの整備、ハウス生産団地支援、転作支援等) ・ 特産物育成の推進 ・ 認証野菜等、安心・安全で環境にやさしい農業の推進 ・ 農業生産基盤の整備 ・ 新規就農者・農業担い手の支援 ・ 農村集落の活性化 ・ 畜産業の振興 ・ 森林の整備支援、造林、間伐促進など林業の振興 ・ 林業労働者の共済事業制度の整備 ・ 有害鳥獣の駆除 ・ 水産業の振興
産業創造と既存工業の高度化支援	・ 京都新光悦村やふるさと工業団地の整備 ・ 企業立地の促進 ・ 工業の高度化支援に向けた融資
新市の躍動に向けた商業の振興	・ 中心市街地の活性化 ・ 商店の個性化や地産地消の推進 ・ 商業の高度化支援等に向けた融資 ・ 商工業集積ゾーンの整備
観光・レクリエーション産業の振興	・ 観光・レクリエーション施設の整備と運営管理 ・ 歴史・自然・文化を生かした新しい観光資源の発掘 ・ 観光交流の促進 ・ 各種イベントの開催 ・ 電柱地中化事業 ・ 市全域における観光ルートの設定 ・ 観光情報の発信 ・ グリーンツーリズムの推進 ・ 観光施設に対する支援の検討

■第2節 健康で生き生きと暮らせるまち

1. 健康づくりの推進

すべての市民が生き生きと健康に暮らすために、市民自らによる健康づくりの取り組みへの支援を推進します。

具体的には、保健センターの充実を図るとともに、各種の検診や健康教育など健康な生活習慣を身に付けるための普及啓発を推進します。

また、各種のイベントや講座など社会参加や生きがい活動を支援するための取り組みを進めます。

2. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して暮らすことができるように、保健・医療・福祉の連携などによりサービスの充実を図ります。

保健・医療・福祉の連携については、総合窓口の設置のほか、情報の一元化を図ることにより、効率的・効果的なサービスの提供を推進します。また、介護保険の円滑な運営や介護予防など各種の高齢者施策のほか、高齢者の社会参加の支援を推進します。

3. 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

障害のある人が安心して暮らすことができるように、社会参加や自立支援をはじめとした各種の支援を行います。

具体的には、障害のある人の地域の活動や就職などの社会参加、また、自立に対する支援を促進するとともに、グループホームなどの施設や医療の充実を図るとともに、公共施設等のバリアフリー化についても検討を進めます。さらに、相談事業をはじめとする各種支援を進めます。

4. 地域福祉・地域医療の充実

市民が相互に助け合い、地域で安心して暮らせるまちとしていくためには、地域福祉や地域医療を充実させていくことが重要です。

このため、市民の地域福祉活動や地域医療活動に対する支援を行うとともに、高度な医療機関との連携を促進するなかで、地域福祉や地域医療のネットワークを形成・強化していきます。

5. 子育て支援の充実

新市の次代を担う子どもたちが健やかに育つために、また、若者定住に向けて、子育てをしやすい環境の整備を推進します。

具体的には、子育て支援センターや保育の充実を図るとともに、子育て支援に関する各種の手当や医療費助成などを行います。また、子育てに関するさまざまな相談にきめ細かく対応できるように、子育てサポーターの派遣などを行います。

6. 安全なまちづくり

安心に暮らすためには、新市における安全がすみずみまで十分に確保されていることが前提となります。このため、安全なまちづくりに向けて、消防施設の整備を進めるとともに防災体制や防犯体制、さらには救急体制の充実を図ります。

また、地域における自主的な防災活動や防犯活動を推進します。

【主な施策・事業】

主要施策	主な事業
健康づくりの推進	・ 健康づくり活動の推進 ・ 生きがい対策事業の推進 ・ 各種検診・健康相談の充実等 ・ 保健センターの充実
高齢者が安心して暮らせる環境づくり	・ 介護予防・高齢者生活支援 ・ ねたきり高齢者等介護者支援 ・ 介護保険の円滑な運営 ・ 保健・福祉・医療の相互連携・総合窓口の設置 ・ 給食センターの整備 ・ 在日外国人高齢者福祉支援
障害のある人が安心して暮らせる環境づくり	・ 障害者の社会参画と自立支援 ・ 障害者が安心して生活できる地域づくり ・ 障害者のグループホームや授産施設の整備 ・ 特別医療(障害者医療)給付制度 ・ 公共施設等におけるバリアフリー化の検討
地域福祉・地域医療の充実	・ 地域医療活動への支援など地域医療体制の充実 ・ 地域福祉活動への支援など地域福祉体制の充実 ・ 公立南丹病院、明治鍼灸大学病院など高度な医療機関との連携
子育て支援の充実	・ 子育て支援センターの充実 ・ 乳幼児・小中学生・高校生医療費助成 ・ 子育て支援に関する手当・祝金 ・ 子育てサポーターの派遣 ・ 幼稚園預かり保育制度 ・ すこやか学園の設置 ・ 放課後児童健全育成推進 ・ 既存施設間の役割分担の検討
安全なまちづくり	・ 救急体制の充実 ・ 防犯体制の充実 ・ 消防施設の整備など防災体制の充実 ・ 災害時における応急活動体制の設備

■第3節 交流と連携により快適な暮らしができるまち

1. 交流促進に向けた交通基盤の整備

新市の各地域が連携し、総合力を発揮していくために、ＪＲ山陰本線、国道９号、国道１６２号、国道４７７号、主要地方道などによる新市連携創造軸を形成するとともに、北部と南部をこれまで以上に強く結びつけるための交通体系やバイパストンネルの整備に加えて、バス交通網の充実を図ります。

また、市外の地域との都市機能の補完に向けて、ＪＲ山陰本線や京都縦貫自動車道などを中心に広域連携軸を形成します。

2. 交流を加速する情報通信基盤の整備

市民相互、また、市外の人々との交流を加速するために、情報通信基盤の整備や市民の誰もが自由に情報を活用するための環境づくりなどを行います。

具体的には、ケーブルテレビ網や光ファイバー網を活用しながら、地域イントラネットを新市全域に整備・連結するとともに、小学校や中学校における情報通信基盤の整備、各公共施設や家庭への連結を進めます。

また、子どもからお年寄りまでの誰もが自由に情報を活用できるようにするため、ＩＴ技能研修などを開催します。

さらに、定住促進や交流人口の増加に向けて、新市の魅力をアピールできるような情報を整備し積極的に発信するとともに、新市の魅力や交流情報に関する電子掲示板などホームページ等を活用した市外の人々との交流の場についても検討します。

3. 地域の核となる市街地の形成

自然環境との調和を図りつつ、交流と連携による快適な生活を実現し、また、若者定住や交流人口の増加を促進するため、地域の核となる市街地の形成を図ります。

具体的には、中心市街地の活性化策や駅周辺の整備、商業機能の強化などを進めることにより、都市拠点と都市生活拠点における情報、行政、福祉、文化などの都市機能を充実するとともに、各拠点間の連携、観光・レクリエーションゾーンとの連携を図ります。

4. 若者定住に向けた住環境の整備

若者にとって住みやすい環境づくりや各種の情報発信、対応体制の整備を推進することにより、若者定住を促進します。

具体的には、市内外の若者のニーズをふまえ、住宅取得に対する各種支援策の充実を図るとともに、公営住宅の建て替えを進めます。

さらに、情報通信基盤を活用して定住を促進するための新市の情報発信を積極的に行うとともに、定住に関する問い合わせや相談に関するワンストップの体制づくりを進めます。

5. 生活環境基盤の整備

市民の快適な暮らしを支えるためには、生活環境基盤を整備していくことが求められます。

このため、計画的に公園を整備していくとともに、簡易水道や公共下水道、合併処理浄化槽等の整備を進めるほか、取水、浄水および配水等の効率的な処理に向けて浄水場の改修を行います。

【主な施策・事業】

主要施策	主な事業
交流促進に向けた交通基盤の整備	・ 地方道・市道の整備 ・ 都市計画街路の整備 ・ 交通安全施設・歩道の整備 ・ 橋梁の整備 ・ バス交通の充実(スクールバスの混乗、バスターミナルの整備等) ・ JR山陰本線の複線化促進や利便性向上
交流を加速する情報通信基盤の整備	・ 光ファイバー網、ケーブルテレビ網、地域イントラネット、情報通信拠点などによる新市情報通信ネットワークの形成 ・ 小学校・中学校における情報通信基盤の整備 ・ 新市文化など独自のコンテンツの開発・発信 ・ IT技能講習などデジタルデバイドの解消 ・ 電子掲示板の検討 ・ 新市情報通信ネットワークを活用した各種システムの導入 ・ ケーブルテレビ自主放送充実のための各種設備の導入
地域の核となる市街地の形成	・ 中心市街地の活性化(再掲) ・ 駅舎・駅前の整備
若者定住に向けた住環境の整備	・ 若者の住宅取得への支援 ・ 公営住宅の建て替え ・ 定住促進に向けた情報発信 ・ 定住に関する相談・対応の体制づくり
生活環境基盤の整備	・ 都市公園等の整備 ・ 公共下水道・合併処理浄化槽の整備 ・ 農業集落排水事業 ・ 土地区画整理事業 ・ 上水道・簡易水道の整備 ・ 浄水場の改修

■第4節 自然に育まれるまち

1. 貴重な自然環境を守り育てるまちづくり

自然に育まれながら、市民がこころ豊かに生活するためには、市民が誇りに思う山林、河川、田園風景、生物など貴重な自然環境を守り育てることが重要です。

このため、新市における緑化地区の総合的な整備を進めるとともに、生き物との共存に配慮しつつ、森林や農地を適正に維持・管理し、さらに、河川やダム湖周辺の環境整備などを進めます。

また、地域の自然環境の潤いを多くの人たちに感じてもらうために、観光・レクリエーションゾーンの連携を強化します。

さらに、住民運動として行ってきた地域美化活動に対する支援を行うなかで、市民の手による自然環境の保全を実践します。

2. 資源循環型社会の推進

太陽光発電システムの活用や美しいまちづくり条例など、わたしたちは他都市に先駆けた取り組みを蓄積してきました。

今後とも自然に育まれる環境づくりを行っていくうえで、自然エネルギーやバイオマスの利用により資源が循環する社会の構築をめざした取り組みを積極的に推進します。

具体的には、太陽光発電システムの活用などの取り組みを行うとともに、有機廃棄物の資源化支援のほか、ごみの分別収集の徹底など資源回収やリサイクル・省エネルギー活動の推進に向けた支援・啓発を進めます。

3. 環境から学ぶまちづくり

新市に豊富にある自然環境から学ぶことは非常に多く、その結果が市民のこころの豊かさになっているといえます。また、ぬくもりのあるまちづくりは、自然に育まれて生活してきた市民のこころの豊かさによって成り立ちます。

こうしたことから、自然のすばらしさや自然を守る取り組みを学ぶ機会を積極的に提供していくために、環境教育や環境体験学習などの取り組みを行い、また、NPO活動との連携・協力を進めます。

【主な施策・事業】

主要施策	主な事業
貴重な自然環境を守り育てる まちづくり	・ 緑化地区の総合的な整備 ・ 森林の適正な維持・管理 ・ 農地の適正な維持・管理 ・ 河川改修・河川環境の整備 ・ ダム湖周辺の環境保全 ・ 内水面の生産基盤の確保 ・ 稀少生物の保護や生息環境の保全 ・ 地域美化活動への支援
資源循環型社会の推進	・ 住宅用太陽光発電システムの設置促進 ・ 自然エネルギーを活用した発電等システムの導入促進 ・ 省資源・省エネルギー施策の推進 ・ ごみ資源の回収と活用促進
環境から学ぶまちづくり	・ 小中学校における環境教育の推進 ・ 環境教育・環境体験学習の場の提供

■第5節 市民が文化を創造するまち

1. 学校教育・就学前教育の充実

新市の次代を担う子どもたちが、こころ豊かに育ち、そして、多様な可能性に向けて夢をもって生きる力をもつことのできる環境整備が重要です。

このため、少人数教育、英会話活動、環境教育などの特色ある多様な教育により子どもたちの自立意識や社会性の育成支援を行います。

また、教育環境の整備面では、老朽化した小学校・中学校の改修及び学校給食施設の改築や快適な教育環境等の施設整備に加えてスクールバスの運行や通学補助などの通学支援を行います。

就学前教育については、幼稚園と保育園の連携を促進するとともに、発達に応じた細やかな育成や豊かな体験活動などに取り組むことでさらなる充実を図ります。

2. 総合的な生涯学習体制の整備

多様化する生涯学習ニーズに対応して、市民がいつでも自由に交流し、学ぶことのできる場として、生涯学習拠点施設の充実を図ります。

また、地域に根ざした公民館活動の活性化や図書館などの各生涯学習施設の連携を図ることにより、総合的な生涯学習の体制を整備します。

3. スポーツを楽しむまちづくり

子どもからお年寄りまでが集い、だれもが健康に過ごすことのできる環境づくりとして、スポーツを楽しむまちづくりが重要です。

このため、自然とふれあいながらスポーツを楽しめる場として、総合グラウンドやテニスコートのほか、カヌーを楽しめる施設など、スポーツ・レクリエーション施設の充実を図ります。

また、スポーツに関するイベントを開催することで、市民同士や市外の人との交流を促進し、さらに南丹市全域における生涯スポーツ、競技スポーツの振興を図るため、スポーツ関係団体等との連携を深め、一層のスポーツ振興と健康増進にも努めます。

4. 歴史・伝統文化の保存・継承

わたしたちがこれまでに培ってきた多様な歴史・伝統文化は、新市の風土や景観を形成していくものであり、今後とも継承していくべき重要な個性の源です。また、そうした貴重な歴史・伝統文化に係るさまざまな資源を観光資源として活用することも有効です。

このため、歴史文化遺産の文化財指定を進める保存や保全に努め、郷土資料館の活用も含め新市の貴重な歴史・伝統文化を継承・発展させる取り組みを推進します。

5. 国際交流の推進

国際交流の推進により異なる文化を体験するなかで、多様な価値観を見出し、そして、新市の文化を創造していくことも重要です。

こうしたことから、友好都市との交流事業を進めるとともに、中学生等におけるホームステイ事業や海外への研修事業を推進します。

【主な施策・事業】

主要施策	主な事業
学校教育・就学前教育の充実	・ 少人数教育による生きる力の育成支援 ・ 小学校英会話活動や学校読書活動など個性ある教育 ・ 小学校・中学校の改修整備 ・ 学校給食施設改築整備 ・ クーラー設置等の教育施設の環境整備 ・ 通学補助、スクールバス運行など通学支援 ・ 山村留学の推進 ・ 就学前教育の充実
総合的な生涯学習体制の整備	・ 生涯学習拠点施設の充実 ・ 生涯学習推進組織の育成強化 ・ 人権教育の推進 ・ 家庭教育支援事業の推進 ・ 地域社会の力を活かした子どもが育つ環境づくりの推進 ・ 生涯学習環境の充実 ・ 社会教育施設の整備と機能充実 ・ 市立図書館の利用促進と機能充実
スポーツを楽しむまちづくり	・ スポーツ・レクリエーション施設の充実 ・ 総合スポーツ・コミュニティ施設の充実 ・ 市立スポーツ施設の利用促進と機能充実
歴史・伝統文化の保存・継承	・ 郷土資料館の管理運営 ・ 歴史文化遺産の保存・修理・修復等の推進 ・ 歴史文化遺産の文化財指定等の推進 ・ 文化博物館、郷土資料館の整備・利用促進と機能充実
国際交流の推進	・ 中学生等のホームステイ事業 ・ 友好都市との交流事業 ・ 海外研修事業

■第6節 みんなが主体となるまち

1. 市民が主役のまちづくり

市民が主役のまちづくりを進めるなかで、安心して暮らせるぬくもりのあるまちを実現するために、自治会や町内会、地区振興会などにおけるコミュニティ活動への支援や集落活性化策を進めます。

また、そうしたコミュニティ活動の拠点として、公民館、集会所などの活動拠点の整備を進めます。

2. 情報公開と市民参画によるまちづくり

みんなが主体となるまちづくりにおいては、行政による積極的な情報提供や情報公開が重要です。

このため、市民の目からみた分かりやすい行政情報やまちづくり情報のほか、地域資源の魅力に関する情報などの提供とともに、個人情報の保護に留意しながら、市民の権利を保障するために情報公開を積極的に進めます。

また、まちづくりの主役は市民という考えから、まちづくりを進める過程における市民参画を推進します。

3. 人権を大切にすまちづくり

あらゆる市民が人として大切にされ、差別されることなく暮らせる社会を築いていくことは、快適で住みよい新市のまちづくりを進めるうえで基本となることです。そのために、学校教育や生涯学習はもとより、さまざまな機会において人権教育や学習を取り入れるとともに、啓発活動を進めます。

また、特に男女共同参画社会を実現していくために、基本計画や行動計画を策定し、その実現に向けた取り組みを推進します。

4. 市民・学校と行政の協働推進

市民が安心して暮らせるまちづくりにおいては、新市におけるさまざまな課題の解決や市民が誇りと希望をまちづくりのなかから見出すことが重要です。そして、そのためには、市民やNPO、地域の団体、企業、高等教育機関などの多様な主体が行政とともに、また、それらの主体間で協働して地域の活動やまちづくりに取り組むことが求められます。

このため、市民やNPO、地域の団体、企業、高等教育機関など多様な主体のネットワークを図るためのコーディネートを行うとともに、NPOや地域の団体等への支援を行うほか、行政とそれらの主体との連携を強化していきます。

5. 効率的・効果的な行政運営

効率的で効果的な行政運営を進めるために、市民生活にとって大切で必要な事業と、必ずしも優先順位の低い事業を見極め、健全な財政運営のもとに行政運営を進めます。さらに、そうした行政運営を着実に進めるために、行政評価システムの導入を検討します。

また、「窓口業務システムや電子申請、施設予約システムなどインターネット等を通じて必要なサービスを行う」という電子自治体の構築に向けた取り組みを推進します。

【主な施策・事業】

主要施策	主な事業
市民が主役のまちづくり	・自治会、町内会、地区振興会、コミュニティ活動への支援 ・ボランティア・NPOの育成 ・公民館、集会所などコミュニティ活動拠点の整備 ・集落の活性化支援
情報公開と住民参画によるまちづくり	・情報公開・広報活動の充実 ・住民参画によるまちづくりの推進
人権を大切にするまちづくり	・人権教育・啓発の推進 ・男女共同参画社会の推進
市民・学校と行政の協働推進	・NPOとの協働事業の推進 ・NPOによるまちづくり活動への支援 ・学校や企業との連携協力事業
効率的・効果的な行政運営	・行政改革の推進 ・電子自治体の構築 ・庁舎の整備

第6章 府事業の推進

■第1節 基本方針

京都府では、新市の建設を支援するため、新市の施策と緊密な連携を図りながら、新市の一体性の確立や合併関係町間の整備水準の均一化等に資する事業を積極的に支援します。

■第2節 新市建設のための京都府の支援事業

1. 新市の一体性の確立の支援

国道その他幹線道路、地域間の交流・連携を促進する道路、林道等の整備を推進し、地域内ネットワークの整備を進め、新市の一体性の確立を支援します。

- ・ 国道（162号、372号、477号）
- ・ 主要地方道（園部平屋線、亀岡園部線、京都広河原美山線、京都日吉美山線、園部能勢線）
- ・ 一般府道（中地日吉線、和泉宮脇線、八原田上弓削線、郷ノ口室河原線、長谷八木線、大河内口八田線）
- ・ 林道（丹波広域基幹林道）

2. 合併関係町間の基盤整備水準の均一化の支援

ほ場の整備を推進し、新市の農産業の基盤整備水準の均一化を支援します。

- ・ 経営体育成基盤整備事業（氷所日置地区、川東地区）

3. 防災のまちづくりの支援

河川の改修等や防災情報システムの整備を推進し、災害から地域を守り、安心・安全のまちづくりを支援します。

- ・ 桂川広域基幹河川改修事業
- ・ 砂木谷川地域振興河川事業
- ・ 農業基盤整備事業関連河川改修事業（馬田川、官山川）
- ・ 復旧治山（上木崎町）
- ・ 水源森林総合整備事業（日吉町畑郷）
- ・ 京都府衛星通信系防災情報システム整備事業

4. 新市の拠点整備の支援

産業振興や地域振興の拠点となる地域の整備を推進し、新市の産業の活性化を支援します。

- ・ 京都新光悦村整備事業

5. 新市移行に伴う支援

市制移行に伴い、福祉関係事務など京都府から新たに移譲される事務が新市において円滑かつ適切に処理されるよう必要な助言・調整等を行うとともに、新市との人事交流を行うなど新市における事務の執行を支援します。

第7章 公共施設の統合整備

新市における各種の公共施設は、市民サービスの確保と地域バランスをふまえ、地域の自主性を発揮できるように適正な配置に努めます。

また、新たな公共施設の整備にあたっては、投資効果等について十分検討するとともに、可能な限り既存施設の有効活用や相互利用の促進を図るなかで、有効活用ができない公共施設等については、除却を進め、効率的な整備を推進するものとします。

第8章 財政計画

財政計画は、新市が健全な財政運営を行っていくための、今後21年間の財政運営の方針を示すものです。

この財政計画では、普通会計を対象として、歳入歳出の項目別の過去の実績を基礎として合併による歳出削減の効果、サービス水準の向上や新市の一体的なまちづくりを推進するために必要となる事業経費のほか、国による各種の財政支援措置を考慮し作成しています。

なお、平成17年度から平成29年度までの数値は、それぞれの年度の決算値であり、平成30年度から平成37（2025）年度までは、以下のとおり算定しています。

■第1節 歳入

1. 地方税

過去の実績、人口増減等の影響を踏まえ、現行税制度を基本に算定しています。

2. 地方譲与税

過去の実績を踏まえ、現行制度を基本としています。また平成31年度以降は、新たに創設される森林環境譲与税（仮称）を反映して算定しています。

3. 各種交付金等

過去の実績に基づき算定しています。また、平成31年度以降は、消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の影響額を反映して算定しています。

4. 地方交付税

現行の交付税制度を基本に算定しています。また、平成28年度以降は、普通交付税の算定の特例（合併算定替）等の合併に係る財政支援措置が段階的に縮小されることからその影響額を反映しています。

5. 分担金・負担金

過去の実績を基に、概ね現状で推移するものとして算定しています。

6. 使用料・手数料

過去の実績に基づき算定しています。

7. 国・府支出金

過去の実績を基に、扶助費の伸び率等を勘案し、普通建設事業等に係る一定の補助を見込んで算定しています。

8. 財産収入・寄付金

過去の実績に基づき算定しています。

9. 繰入金

後年度予定事業に充当する各種基金からの繰入や市債償還や年度間の財源調整として、財政調整基金及び減債基金等からの繰入を見込んで算定しています。

10. 繰越金

繰越金は前年度に剰余金が見込める場合は、算定し、見込めない場合は、ないものとしています。

11. 諸収入

過去の実績に基づき算定しています。

12. 地方債

後年度負担軽減を図るため、交付税措置率の高い合併特例債や過疎対策事業債などを優先して活用するものと見込んで算定しています。

■第2節 歳 出

1. 人件費

退職者の補充抑制による一般職員数の削減を見込んで算定しています。また、平成32（2020）年度以降は、会計年度任用職員制度の導入に伴う影響額を反映しています。

2. 物件費

過去の実績を踏まえるとともに、行財政改革に伴う削減効果や平成32（2020）年度以降は、会計年度任用職員制度の導入に伴う影響額を反映しています。

3. 維持補修費

過去の実績を基に算定しています。

4. 扶助費

過去の実績を基に、年少、高齢者人口の伸び率等を考慮し、算定しています。

5. 公債費

既発行分の償還予定額と、平成30年度以降の発行によって生じる償還額を見込んで算定しています。

6. 補助費等

過去の実績を基に、算定しています。

7. 繰出金

過去の実績等に基づき、将来の所要額を見込んで算定しています。

8. 投資・出資・貸付金

過去の実績に基づき、算定しています。

9. 積立金

剰余金が生じる年度に、その剰余分を財政調整基金へ積み立てるものとしています。

10. 投資的経費

普通建設事業費については、新市建設計画及び南丹市総合振興計画の実施計画に位置付ける事業から、事業の目的や効果を損なわない範囲で経費を圧縮する見込みで算定しています。

以上の前提条件に基づく歳入・歳出の見通しは以下に示すとおりです。

【歳入】

(億円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)
地 方 税	39.8	41.0	46.7	47.4	45.6	45.5	44.6	43.7	44.0	44.1	42.0	42.3	42.0	40.7	40.3	39.7	38.1	37.7	37.3	35.8	35.4
地 方 譲 与 税	3.7	5.0	2.5	2.4	2.2	2.2	2.1	2.0	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.6
各 種 交 付 金 等	7.0	6.9	6.5	6.3	5.9	5.8	5.3	5.0	5.1	5.6	8.5	7.6	7.6	7.8	8.2	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8
地 方 交 付 税	93.2	96.9	92.3	96.2	96.1	101.1	101.3	101.5	104.4	99.9	98.3	97.7	96.0	96.0	94.6	91.2	87.1	87.4	87.8	88.1	88.1
分担金・負担金	1.4	1.5	1.4	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.5	0.7	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
使用料・手数料	6.8	4.3	3.0	2.9	2.8	2.7	5.6	5.7	5.7	5.7	5.5	6.0	6.0	6.0	5.6	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3
国・府支出金	33.7	32.3	32.8	26.4	40.9	35.2	30.0	30.4	28.5	38.9	35.7	32.2	34.0	34.7	34.5	34.6	32.6	33.2	34.0	34.3	33.6
財産収入・寄附金	1.9	1.3	8.1	0.6	1.6	2.0	2.6	1.0	1.4	3.0	1.1	0.6	1.4	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
繰 入 金	37.6	10.6	10.3	7.9	8.9	1.9	7.5	9.2	8.8	11.9	2.7	1.2	5.9	8.4	4.0	8.2	15.4	5.9	6.5	7.6	6.6
繰 越 金	7.6	5.8	9.4	6.1	5.2	7.0	9.2	5.6	6.1	9.4	10.3	7.8	7.4	7.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
諸 収 入	6.6	5.8	5.1	4.2	4.7	5.5	3.7	3.5	3.8	3.8	4.2	5.0	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
地 方 債	32.5	29.8	30.7	21.6	22.2	23.4	22.1	23.1	26.4	31.7	34.8	19.7	26.8	26.1	37.2	40.9	29.8	19.9	23.0	21.6	34.6
合 計	271.8	241.2	248.8	222.3	236.5	232.7	234.5	231.3	236.6	256.4	245.4	222.5	233.2	234.3	231.2	236.3	224.7	205.9	210.4	209.2	220.2

【歳出】

(億円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)
人 件 費	32.7	30.4	31.2	30.3	29.9	29.1	30.2	29.8	29.9	33.9	34.0	33.8	33.3	34.2	34.0	38.9	36.5	35.6	35.8	35.5	35.5
物 件 費	28.9	24.6	24.6	23.3	24.6	25.1	28.9	27.8	29.8	28.0	29.3	32.1	31.6	31.5	31.1	27.6	27.5	27.4	27.4	27.3	27.3
維 持 補 修 費	0.4	1.0	0.7	0.7	1.7	1.1	0.9	0.7	0.4	0.4	0.6	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
扶 助 費	11.3	17.6	18.8	19.2	20.1	24.3	25.7	26.6	27.1	27.5	25.7	26.5	27.2	27.1	27.3	27.4	27.0	27.1	27.3	27.4	27.4
公 債 費	38.0	39.2	40.4	42.0	42.2	37.9	38.1	40.5	36.2	38.6	34.3	32.5	32.7	32.1	32.8	30.4	29.3	29.1	29.3	29.4	27.6
補 助 費 等	38.9	31.9	34.4	32.8	35.8	27.7	27.2	24.8	25.0	25.8	28.2	30.3	29.8	31.2	31.1	44.1	44.4	44.1	44.2	44.2	44.4
繰 出 金	25.0	33.9	26.6	31.7	33.3	33.8	35.4	33.8	34.1	31.7	30.3	29.3	29.4	28.4	28.9	16.7	17.4	17.9	18.5	19.2	19.9
投資・出資・貸付金	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
積 立 金	16.0	5.3	6.2	4.6	3.2	14.7	12.2	6.1	5.3	4.2	7.9	8.1	9.2	8.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
投資的経費	74.5	47.9	59.8	32.4	38.9	29.9	30.3	35.1	39.4	56.0	47.4	22.4	32.0	41.3	44.4	49.5	41.0	23.0	26.4	24.6	36.6
合 計	266.0	231.8	242.7	217.1	229.7	223.6	228.9	225.2	227.2	246.1	237.6	215.1	225.2	234.3	231.2	236.3	224.7	205.9	210.4	209.2	220.2